

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和5年6月12日 午後 1時33分開 議

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

委員外議員

議長	小座野定信
副議長	櫻井繁行

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局長	金子俊文
議会事務局補佐	谷中博文
議会事務局係長	折本尚充

議 事 日 程

令和5年6月12日（月曜日）午後 1時33分 開 議

- 1 開 会
- 2 議長あいさつ
- 3 事 件
(1) 緊急質問の取扱いについて
(2) その他
- 4 諮問に対する答申（案）について
- 5 その他
- 6 閉 会

開 会 午後 1時33分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

会議に入ります前に、小座野議長からからごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

こんにちは。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、急遽お集まりをいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日付で、佐藤文雄議員から緊急質問の通告がありましたので、その取扱いにつきまして貴委員会のご意見を賜りたくお願い申し上げます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第の議題のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

協議事項は、ただいま議長から申入れがありました緊急質問の取扱いについてであります。ただいま議長から申入れがありましたとおり、本日付で佐藤文雄議員から緊急質問の通告がございました。その取扱いにつきまして、ご協議をお願いいたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、緊急質問についてご説明いたします。

資料をご覧くださいと思います。

1 番のかすみがうら市議会会議規則より、「緊急質問、第63条の第1項におきまして、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問ができる」とされてございます。

次に、2 番の、かすみがうら市の先例集によりますと、187番の緊急質問の日程追加でございますが、議長は、緊急質問の申出があったときは、その都度、議会運営委員会に諮り、緊急性があると認められたものに限り、議会の同意を得て、日程に追加して行うというものでございます。

次にその下、188番の緊急質問の方法でございますが、緊急質問は、一問一答方式で、質問通告書に記載した順に行います。なお、質問回数に制限しないものでございます。

次に、189番、緊急質問の時間制限でございますが、緊急質問の時間は、質問及び答弁を合わせまして20分以内とする内容でございます。

次に、190番、緊急質問の関連質問としましては、緊急質問に対する関連質問は、許可しないというふうになってございます。以下、ご覧いただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明は終わりました。

緊急質問の通告内容につきましては、タブレット端末に掲載しましたとおりであります。

それでは、緊急質問の通告内容につきまして、お目通しをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時37分]

○矢口龍人委員長

会議を開きます。 [午後 1時37分]

それでは、緊急質問の取扱いにつきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご意見はございませんか。

それでは、ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

本件につきましては、緊急を要し、その他真にやむを得ないと認め、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、緊急質問の質問方法及び質問時間につきましては、先例により一問一答方式により、質問・答弁合わせて20分以内で行うことよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申案につきましてを議題といたします。

お諮りいたします。

本日の諮問に対する答申案につきましては、作成するいとまがないため、その作成を省略したいと思えますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本委員会終了後に開催されます全員協議会において、本職から本委員会の審議結果の報告を口頭で行いたいと思います。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

散 会 午後 1時38分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人